

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

令和2年7月28日付けで質問いただいた、宇久メガソーラー建設に関わる林地開発と環境影響評価について、質問及び要望に関する部分を下記のとおり回答します。

記

(質問1について)

ご指摘のとおり、樹木の伐採だけで土地の形質の変更が伴わないのであれば林地開発許可申請の必要はありません。しかし、林地開発許可制度における「土地の形質の変更」は、「土石若しくは樹根の採掘」、「開墾」、「鉱物の採掘」、「宅地の造成」、「土砂捨てその他物件の堆積」、「建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築」等と定義付けられており、太陽光パネル等の設置は「建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築」に該当すると判断されることから、地域森林計画対象民有林における土地の形質の変更を行う範囲が約68ヘクタールである宇久メガソーラー事業は林地開発許可が必要となります。(林政課)

一方、長崎県環境影響評価条例においては、太陽光パネル等の設置に伴い切土及び盛土が行われる部分を「土地の形質の改変に係る区域の面積」としており、林地開発許可制度における「土地の形質の変更」とは面積の考え方が異なります。(地域環境課)

(質問2・要望について)

林地開発行為の許可を行った土地につきましては、太陽光発電施設等の設置用地として利用されます。(林政課)

また、土地の形質の改変に係る面積については、事業者からの報告に対して適切な助言を行っていきます。(地域環境課)

(質問3について)

土地の形質の改変に係る面積が30ヘクタールを超え、長崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価対象事業となった場合には、同条例に基づく必要な手続きを実施するよう事業者に対して指導します。(地域環境課)

(お願いについて)

令和2年7月21日付けで回答いたしました内容について、以下のとおり改変面積に係る数値を回答いたします。なお、今後、事業者から提出された情報に関する内容をお求めの場合は、本県における公文書の開示制度により対応を願います。

宇久メガソーラー事業の改変面積について、事業者から提出された図面及び聞き取りによると、太陽光発電施設の支柱部分が2.0ヘクタール、送電鉄塔用地が1.6ヘクタール、変電設備用地が5.2ヘクタール、交直変換所用地が0.8ヘクタール、管理道路用地が6.7ヘクタール、調整池又は沈砂池用地の造成にかかる面積が9.2ヘクタールであり、その合計が25.5ヘクタールでした。(地域環境課)

令和2年8月5日

長崎県県民生活環境部

次長兼地域環境課長

重野 哲



農林部林政課長

内田 陽

